

通報者の範囲に関する参考事案等

平成 30 年 3 月 29 日

消費 者 厅

1. 労働者以外の者が不正行為を認知し、通報を行った事案

(1) 退職者による通報の例

- 医師が行うべき麻酔を歯科医が日常的に行っていること、腹腔鏡手術で死亡事故が相次いでいることについて、退職した後に厚生労働省に通報したが、「労働者」でないことや同病院に対する処分権限を有するのは千葉県であることを理由に千葉県を教示し、厚生労働省自らは対応しなかった事案（平成 27 年 6 月報道）。
- 退職した従業員が、元の勤務先で賞味期限切れの食品を扱っていることを保健所に通報をしたところ、保健所は、事業者に対して立入検査に着手はしたもの、わずか 1 分程度で検査を打ち切った事案（平成 27 年 11 月報道）。

(2) 役員等による通報の例

- 生命保険会社の元常務取締役が、社内の人事問題、経営問題に係る社内の稟議の内容を週刊誌記者に提供した事案（東京地判平成 11 年 2 月 15 日労判 755 号 15 頁）。
- 会社の取締役が、社内における会社法違反の事実等について、会社内部で改善を求める後、行政機関及び週刊誌記者に対し、会社と別の団体との癒着、会社代表者による会社私物化の実態等について告発をした事案（東京地判平成 18 年 8 月 30 日労判 925 号 80 頁）。
- 牛ひき肉 100% と表示しながら、豚や羊、廃棄寸前のパンや本来食べてはいけない部位を混ぜ出荷する等していた事実を、会社の元常務が行政機関や報道機関に告発した事案（平成 18 年報道）。
- 親会社会長が子会社から巨額の借入れをし、個人的に海外カジノで費消している事実について、子会社の役員から通報があった事案（平成 23 年 9 月報道）。
- 公益財団法人の理事が、同法人に所属する者の傷害行為について認知し、警察等に通報をした事案（平成 29 年 11 月報道）。

(3) 取引先等事業者による通報の例

- 空港滑走路の耐震性強化のための地盤改良工事にあたり、国土交通省の職員に対し、仕様書どおりの工事をしたかのように装い虚偽のデータを報告していたことが、下請事業者からの通報により判明した事案（平成 28 年 5 月報道）。
- 経済産業省が行う統計調査において、長年数値が改ざんされている事実について、同省から業務を請け負う業者の告発があり、不正が発覚した事案（平成 28 年 12 月報道）。
- 除染事業において、下請け企業の一部が、通常の森林除染を工事単価が十倍となる

竹林で作業したように装っていたことが下請けからの内部告発により判明した事案（平成 29 年 5 月報道）。

（4）その他の者による通報の例

- プロジェクトのデータ検証責任者が臨床研究データの改ざん数十例を指摘する告発メールを厚生労働省へ送ったところ、厚生労働省の担当者が「研究チーム内で対処すること」と判断し、メールを代表研究者へ無断で転送した事案（平成 26 年 2 月報道）。

（5）調査結果等

- 平成 25 年 1 月から同年 29 年 12 月までの間に消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤルにおいて把握した通報・相談事案における通報者の属性を調べたところ、労働者による通報が 58.8% であったものの、現行法の対象外である退職者による通報が 11.9%、他の事業者による通報が 3.6%、他の事業者の労働者による通報¹が 3.1%、役員等による通報が 0.7%、労働者の家族による通報が 0.7%、その他の者による通報が 11.1% であった（現行法の対象外の通報者による通報が全体の 31.1%²）²。
- 東京三弁護士会の公益通報面接相談においては、平成 22 年度から平成 27 年度に合計 130 件の相談があったが、そのうち 19 件が退職者、2 件が役員、7 件が取引先によるものであった³。
- 東京弁護士会の公益通報無料電話相談においては、2010 年～2016 年（6 月まで）に合計 161 件の相談があったが、そのうち 17 件が退職者、4 件が取引先によるものであった⁴。
- 消費者庁が労働者に対して行った調査において、3000 人の労働者に対し、転退職後に以前の勤務先の不正行為について通報・相談をしたことがあるか尋ねたところ、通報・相談したことのある者が 130 人、通報・相談することを考えたことはあるが実際にしなかった者が 441 人いた⁵（転退職の経験なしと回答した者は 920 人であった）。

¹ 法第 2 条第 1 項第 3 号の要件を満たす場合には、現行法でも保護の対象となる。

² 第 10 回公益通報者保護専門調査会「資料 1」28 頁以下参照

³ 公益通報相談統計（2010 年度～2015 年度）（消費者庁「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループ」第 8 回「参考 2」参照）

⁴ 東京弁護士会公益通報無料電話相談の内訳統計表（消費者庁「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループ」第 8 回「参考 3」参照）

⁵ 消費者庁『平成 28 年度公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査報告書』（以下「平成 28 年度労働者調査」という）49 頁

2. 労働者以外の者が通報したことを理由として不利益取扱いを受けた事案

(1) 退職者が不利益取扱いを受けた例

- 退職者が、元の勤務先におけるクリーニングの工程に関する不正を新聞社の記者に告発し、新聞社が当該事実を週刊誌の記事として掲載したところ、元の勤務先が、損害賠償を請求した事案。結論として損害賠償請求は認められなかつた（福岡高判平成19年4月27日判タ1252号285頁、原審：福岡地判平成18年3月7日）。
- 退職者が、元の勤務先が取引先に架空工事の請求をしていた事実について、東京国税局や取引先の代表者に告発したところ、元の勤務先が、損害賠償を請求した事案。結論として、損害賠償請求は認められなかつた（東京地判平成19年11月21日判時1994号59頁）。
- 勤務先が顧客に対し古米を混ぜて販売している旨の告発文書を、ダイレクトメールの顧客約1300名に郵送するなどの行為に関与したところ、その数ヵ月後、定年退職する際に、退職金を不支給とされた事案。結論として退職金の不支給は認められなかつた（東京地判平成14年10月18日労判837号11頁）。

(2) 役員等が不利益取扱いを受けた例

- 株式会社の取締役が、同社の代表取締役による不正経理の事実を取引先等に開示したところ、同社から解任された事案。結論として解任は違法とされた（東京地判平成22年1月26日）。
- 株式会社の代表取締役が、過去の企業買収に関する不明朗な支出を追及したところ、当該代表取締役が代表取締役の地位を解職された事案（平成23年10月報道）。
- 学校法人の理事が、以前学園紛争解決に尽力をしたことのある元県議会議員に対して、学校法人理事長の職務遂行上の問題点を示す書面を交付したところ、学校法人から解任された事案。結論として解任は違法とされた（広島高裁松江支判平成27年5月27日、原審：鳥取地判平成26年4月23日）⁶。

(3) 取引先等事業者が不利益取扱いを受けた例

- 大手の取引先が、BSE問題による国の国産牛肉買い上げ事業を悪用し外国産の牛肉を国内産と偽り、国に買い取らせていた旨を、事業者の代表者がマスコミに向けて内部告発した後に、他の取引先から相次いで契約を打ち切られ、営業継続が困難な状況に陥った事案（平成14年報道）。
- フランチャイズ加盟店を4店舗経営していた事業者が、本部のスーパーバイザーと棚卸業者によって金券が着服されていることを知り、加盟店の店長集会で当該不正について本部に詳しい説明を求めたところ、退場させられ、その後、経営する店舗の一つについて、本部からフランチャイズ契約を解除された事案（平成27年2月

⁶ 学校法人の理事については私立学校法で規律されているところ、私立学校法においては、学校法人の理事の解任について、会社法第339条第2項のような、正当な理由のない解任に対する損害賠償請求権に関する規定を置いていない。

報道)。

(4) 調査結果等

- 消費者庁が労働者に対して行った調査において、転退職後に、元労務提供先の不正行為について通報・相談した経験があると回答した者（130名）に対し、通報を理由とした不利益取扱いの経験を尋ねたところ、57名の者が、退職金の不支給、事実上の嫌がらせ、損害賠償請求といった不利益取扱いを受けたと回答している⁷。
- 消費者庁が労働者に対して行った調査⁸によると、労務提供先の不正行為について通報・相談したことあると回答した役員等（従業員兼務を含む）（7名）に対して、通報・相談した後に、解雇されるなどの不利益な取扱いを受けたことがあるかを尋ねたところ、5名の者が、解任・解職、事実上の嫌がらせ、解雇という不利益を受けたと回答している⁹。

3. 公益通報者保護制度相談ダイヤルに寄せられた相談の例（匿名性確保のため内容は抽象化している）

(1) 退職者による通報相談の例

- 数ヶ月前まで勤務していた会社がいわゆるブラック企業なので告発したい。継続的なパワハラによってうつ病になった。
- 元々勤務していた会社で販売していた商品には、含有されていない成分を含有と表示する等しており、健康被害も生じている。これを通報したい。ただし、通報した私の名前が知られると身に危険が及ぶため、名前を知られたくない。
- 以前勤めていた、ある製品を作っている会社では、基準に満たない製品を出荷しており、このことを通報したいが、どこに言えばよいか。会社を退職してからかなりの期間が経過したが、通報として受理してもらえるだろうか。
- 在職中に把握した会社の不正について、退職後、会社に指摘し、所管官庁にも通報したが、脅迫等の事実上の嫌がらせを受けた。
- 既に退職した法人での法令違反行為を、行政機関に通報することを考えている。しかし、法人から、もし通報したら損害賠償請求や名誉毀損で訴えると脅しをかけられる。通報を検討している先の行政機関に相談したところ、誰が通報したかはわからないようにするとは言われたが、損害賠償請求や名誉毀損で訴えられた場合、本法で保護はされないのか。
- （退職者による通報ではないものの、退職後の通報を希望する事例）勤務している会社が、資格の名義貸しをしている。このまま放置するわけにはいかないが、通報して調査が入ると私が通報者だということがすぐに分かつてしまうため、辞めてから通報したい。

⁷ 平成28年度労働者調査 51頁

⁸ 同調査の調査対象には、一部役員を兼務する労働者も含まれている。

⁹ 平成28年度労働者調査 43頁

(2) 役員等による通報相談の例

- ある団体の理事をしている。この団体では、経理上の不正等、様々な違法行為を行っている。外部に告発をすべきかどうか迷っている。
- 株式会社の取締役をしている。代表取締役が不正な手続で会社の存続に関わる行為をしようとしているが、そのような行為は許されるのか知りたい。
- 元々ある会社の役員であった。勤務する会社で製造している商品について虚偽の表示をしていることを、取引先に情報提供したところ、役員を解任された。
- 元々ある会社の取締役であった。過半数の株式を保有する会長が会社内で行っていた法令違反行為を止めるよう求めたところ、会長と対立することとなり、解任された。

(3) 取引先等事業者による通報相談の例

- 会社と委任契約をしている顧問が、会社の不正行為について、取引先に通報しようとを考えている。その場合、取引先は、公益通報者保護法に定める通報先にあたるか。
- 行政機関である。A社と請負契約を結んでいる個人事業主Bが、A社とC社の契約に基づいてC社に労務提供しているという事情の下で、BからA社がおこなっている不正行為について通報を受けた。この場合、どのように対応すればよいか。
- 事業者である。同じ事業者組合に所属する他の事業者の違法行為を通報したところ、事業者組合から事業の停止を求められた。
- ある会社（元請）の下請をしている個人事業主である。元請の担当者の違法行為を元請に通報したところ、違法行為があることが確認されたものの、それ以降、私の仕事の発注はゼロになり、また、元請の関係者に、私の悪評を言いふらされたため、評判が低下した。
- 個人事業主として会社と業務委託契約を結び仕事を請け負っている。その会社で不正行為が行われており、通報を検討しているが、自分は通報者となり得るか。

(4) その他の者による通報相談の例

- 行政機関である。孫請の会社の従業員から、親会社（元請）の違法行為について通報があったが、行政機関として通報として受け付けるべきか迷っている。
- 元請の下請事業者の労働者¹⁰である。元請の不正を公益通報しようと考えているが、私が通報すると、元請からの請負契約も切られるおそれがあり、同僚が職を失い迷惑がかかるのではないかと心配している。
- 行政機関である。親会社の労働者が子会社の不法行為について通報してきた。代表

¹⁰ 下請事業者の労働者による元請事業者の違法行為に関する通報については、元請事業者が法第2条第1項第3号の労務提供先にあたる場合には、法により保護され得る。他方で、保護の内容としては、下請事業者から下請労働者に対する解雇等の不利益取扱いの禁止にとどまり、下請事業者が元請事業者から取引関係を打ち切られるといった不利益からは保護されていない。

者は同じだが、この労働者は子会社に労務を提供しているわけではない。この通報は公益通報として受け付けなくとも良いのか。

- 勤務先から、業務指導を委託している民間業者主催の研修に行かされたが、その研修において、法令違反にあたる内容の研修を受けた。行政機関に通報したい。
- 労働組合の組合員である。労働組合の法令違反行為について公益通報したい。
- 加入している労働組合の違法行為を上部団体に申し出たところ、今後他の労働組合に入れないようになるとの通告を受けた。自分は労働組合と雇用関係にはなく、組合員の立場しかないが、本法で保護されるか。
- 行政機関である。ある企業の労働組合から、労働組合としての名義でその企業の不正行為に関して通報があった。労働者として対応することが必要か。
- 大学院生である。担当指導教授の不正行為について通報したところ、「研究できないようにしてやる」という脅しを受けた。
- 自分が通っている病院では施術費を水増し請求している。加入している健康保険協会から送られてきた受診記録が、自分がメモとして残していた記録と大きく異なっている。
- 消費者である。景品表示法違反と思われる広告を見つけたので、通報をしたい。
- ある団体のサービスの利用者が、その団体の不正について行政機関へ通報したところ、行政機関の職員が通報者の氏名をその団体に漏らした。
- ある団体でボランティアをしている。その団体で不正と思われる行為を発見したがどうすれば良いか。
- ある労働者の代理人として通報したいが、労働者や私の個人情報が守られるか心配である。
- 私の家族が入院する病院では、違法行為が行われており、行政機関等に通報したが改善がされないままである。
- 妻が勤務する病院で、違法な行為があったことから、権限のある行政機関に通報をしたが、受け付けられなかった。
- 夫の会社の労働関係の不正行為を、夫の会社の人事部に連絡して、是正を求めたところ、人事部の担当者から夫の職場に私が通報した事実が伝わり、夫に嫌がらせをされるようになった。
- 知人が勤務する飲食店では、消費期限切れの食材を使用している。知人は行政機関への告発を考えており、証拠として写真や動画はとっている。告発したことが漏れて嫌がらせ等をうけないか心配とのことで、退職してから告発しようかとも考えているようだ。
- 知人が勤める製造業者において、法律上求められている手続を行っていない。その疑惑を行政機関に伝えたい。労働者でなくても第三者の立場で通報できる窓口はないものか。

4. 通報経験者等へのヒアリングにおける指摘事項や事業者等の通報実態に関する意見

(1) 通報経験者、労働者からの意見

- 公益通報は労働者に特有の行為ではない以上、公益通報者保護法によって保護される対象を労働者としていることは狭すぎる。
- (行政機関へ通報したところ) 退職しており、労働者ではないから対象でないとお断りをされたが、在職中か、退職後かにかかわらず、国民の生活に関して不利益が生じるような事実があれば、受けたものはちゃんと適正に対応して調査をしていただけないか。
- 退官後は、再就職斡旋で私以外は全員が再就職したが、私のみ斡旋はなかった。また、退官者は、O B組織に全員が入会するが、私の入会は拒否されて現在に至っている。
- 退職後に、元勤務先の役員や行政機関に対し、在職中に知った不正について通報したところ、後日、事業所に呼び出され、職員らに取り囲まれ、通報をしないよう要求されたり、通報に対して法的措置をとる等と脅迫されたりした。
- 取引先の法令違反を思わせるものも多々あるが、それを先方に告げると取引停止をほのめかされ泣き寝入りする結果になる。きれいごとでは全く済まない。
- 取引先の法令違反を通報するかどうかは、社長としては「これで取引停止になつても会社の運営がうまくいくかどうか」という判断になるだろう。一社員としては「告発することで自分も会社も立ち行かなくなるかどうか」ということになるだろう。
- 取引先の不正は頻繁に起こっている。一度、社内で相談したことがあるが、我慢しろといわれた。社員の代わりはいくらでもいるが、取引先の代わりはいないとまでいわれた。
- 誰が通報したかを会社側が特定できなかつたとしても、同じような仕事をしている同年代社員にとばっちりが行ったり、部門全体への風当たりが強くなったりするのが怖い。また、夫も同じ会社にいるので、私が通報した場合に夫がとばっちりを受けるのではないかと気になる。もし私が退職覚悟でも、夫の覚悟はわからない。家族が人質のようで通報しづらい。

(2) 事業者等からの意見

- 内部通報制度を、コンプライアンス違反を把握する端緒という位置付けで捉えていることから、通報対象者を限定的には考えないというスタンスをとっている。
- 広く情報収集し、幅広く調査し事前に是正することを目的としていることから、誰からの通報・情報提供であろうとも、法令違反の疑いがあるものを受け付けることが重要。したがって、取引業者や退職者等から通報も受け付けている。
- 契約企業には、労働者に限らず退職者や取引先等も通報者の範囲に含めているところもある。通報者の範囲を広めに設定して様々な情報を広く吸い上げていきたいというスタンスの企業が多い。

- 退職者や会社役員など、法律上の公益通報者には該当しない者からの、公益性が高いと思われる内部告発が多数寄せられている。
- 退職者からの通報については人事情報の管理もままならず、本人確認等を含めて、対応することが非常に困難である。
- 在職中に見聞きした社内の問題につき、退職者から通報されるケースがあるが、これに対応していくことでコンプライアンス経営を推進することができる。
- 退職者は、規定上は通報対象者に含まれていないが、通報内容が弊社グループの業務に関わることであれば、実際の運用上は対応している。
- 取引先事業者を含めると、取引の継続を図るために通報制度が悪用されることが懸念される。
- 取引先との関係については、下請法等におけるコンプライアンス上のリスクが高まっているため、取引先からの情報提供も受け付けている。
- 対象外の者には内部通報制度の周知を積極的には行っていないが、取引先等からの通報を拒むものではない。そもそも制度の目的からして広く問題があれば通知してもらいたいと考え、運用上は範囲を広げている。
- 契約先企業との会話の中で公益通報者保護法が話題となることはほとんどなく、少しでも早く・多くのリスク情報を吸い上げるための運用体制や周知方法が話の中心となる。多くの大企業では、法制度よりも範囲を広げた通報処理制度を自発的に整備済みである。

以上